

規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「平成二十一年総務省告示第百七十五号」を「平成二十五年総務省告示第四百五号」に改める。

別表第十二第二号の表の備考三に次のように加える。

へ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下別表第十三及び別表第十九において「幼保連携型認定こども園」という。）

別表第十三第二号の表の備考三中「並びに特別養護老人ホーム」を「、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園」に改める。

別表第十九第二号口中「又は特別養護老人ホーム」を「、特別養護老人ホーム又は幼保連携型認定こども園」に改める。

様式第六号の二中「あて先」を「寄先」に改め、同様式の備考1中「（平成21年総務省告示第175号）」を削る。

様式第六号の三中「あて先」を「寄先」に改め、同様式の備考1中「（平成21年総務省告示第175号）」を削る。

様式第六号の四中「あて先」を「寄先」に改め、同様式の備考1中「（平成21年総務省告示第175号）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県生活環境保全条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。